

況を獨り少數資本家の獨占すべきものでなく、廣く其の利益を配分すべきは當然である。

軍部のかつて唱導せしところより考ふるも、かゝる立前の遂行は、特に軍需産業の統制を直接に爲し得る軍部が責任を以つて遂行すべき責任がある。此れが具體的方策としては次ぎの項目を實施せしめ、此れを實施せざるものに對しては法文の禁止を斷行することを要求するものである。

1、個々の闘争

イ、一と同一

2、政治的社會的闘争

イ、一週四十八時間制の實施

ロ、労働賃銀の値上要求

ハ、臨時雇傭制度の撤廢

ニ、最低賃銀制の實施

ホ、賞與の増額並に利益配當の獲得

ヘ、利益配當の制限——年五分

三、政治的全要求

以上によつて全産業の各面に貫くところの政治的要求は、労働組合法を基本とする労働法制の統一、社會主法の制定である。

立法闘争方針

一、労働立法獲得の爲の闘争

労働立法は一個の單行法でなく、労働者團結の確證を根本とし、獨占資本による弊害を抑制して、産業労働に於ける無秩序と無統制とを矯正すべき綜合的労働法制の確立を期するため、以下要綱を基本とする労働立法の制定並に改正を行ひ、横の關係における暴壓諸法令を廢止並に改正を期せんとするものである。

1、労働組合運動に於ける労働立法運動の重要性

1、經濟闘争は極めて大衆的公然的合法的闘争を必要とする

2、故に労働者の團結が後れ労働組合が公認されてゐない（公然性合法性がない）場合に於いては經濟闘争は極めて困難である。

3、従つて經濟闘争の有利なる發展のためには「労働者の團結」その他の合法性の獲得が先行的なる重要問題として取上げられねばならない。

4、労働立法はそれ自體何等革命的でない（否寧ろ完全に資本主義的である）だが十分なるデモクラシーであり得る。この意味に於て労働組合運動のイデオロギーと總體

右の點については立法闘争方針による。

三〇

四、闘争主体の充實

以上の闘争を完全に遂行するためには、吾等の闘争主体の充實のため先づ第一に緊急に活動しなくてはならないことは組織の内部充實——別項——と、本闘争の直接的役割を遂行する、組織部、宣傳部、争議部と其他の諸部の活動を完備し、動員網、自衛團の確立をなさなくてはならぬ。このことのために既に昭和八年度大會にて決定せる、専門部に關する決議、自衛團組織に關する決議に基づいて、誤りなき闘争を展開しなくてはならぬ。

五、結語

經濟的動向の項において指摘せる如く、吾國における今日の産業の安定は、一時的安定の上であつて、外には關稅障壁のより高度化、内には軍事インフレの終熄、大衆購買力の減退によつて、再び恐慌の局面に達するであらう。この時にこそ労働者階級の全面的闘争を敢行しなくてはならぬ。従つて今日の闘争は労働者の組織を、無計畫の闘争によつて破壊を招くこととをなすべきでなく、組織の擴充をはかることが、今日の闘争の第一要件でなくてはならぬ。

的に合致する。

5、デモクラシーの確立は日本に於ては前社會主義的意義をもつてゐる。

6、労働組合運動——經濟闘争の方法は漸進的である。7、この意味に於いて労働立法は完全に階級的意義を失はない。

8、資本主義没落期に於いて反資本主義闘争就中經濟闘争は益々その合法的舞臺を狭められるかの如くであるだが斯くの如き理解は全く辨證法的でない。我々は次の如く理解する。即ち合法舞臺は資本主義的矛盾の擴大として敵の體内に擴大されつゝある。その大きなものが即ち労働立法の世界である。

9、従つて資本主義の没落期が深まれば深まる程、労働立法の可能性は深まり、労働組合運動にとつて労働立法運動の重要性は質的にも量的にも増大する。

10、日本資本主義が帝國主義的段階に入り益々獨占化の過程を進み、政治的にはファッショ化の過程を進んでゐる現情勢下の労働組合運動にとつて労働立法運動の意義は全く大きい。

二、資本主義經濟に於る労働立法の可能と限界

1、所有權の絶對と契約の自由を原則として自由競争に

三一